一般住宅等の除去土壌等の保管

一般住宅等の除染作業に伴い発生する除去土壌等については、次の①又は②の方法により、同意者 (所有者)の指定した場所(敷地内)に現場保管(一時保管)します。

※今後、国が設置する中間貯蔵施設へ搬出するまでの間そのままの状況で保管いただくこととなります。 新築・増築等を行う場合、保管場所について原子力災害総合対策課までご相談ください。

①地下保管(敷地内に穴を掘り、地面の下に保管できる場合)

除去土壌等を防水性と耐水性があるフレキシブルコンテナ、または、遮水シートで包み、敷地の地下に仮埋設します。 放射線を遮蔽するため、厚さ**30cm**の覆土を行います。





②地上保管(敷地内に地下保管の穴が掘れない場合等)

除去土壌等をドラム型容器に入れ、地上に配置し、放射線を遮蔽するため周囲にきれいな土を充填した容器で囲います。





公共施設等の除去土壌等の保管

公共施設、道路等の除染作業に伴い発生する除去土壌等については、仮置場又は公園等の公共用地の敷地内等に一時保管します。

仮置場設置の様子

仮置場は、耐久性のある資材を使い、安全性に配慮しながら設置します。



①設置前の状態



②整地



③防水シート・保護マット設置



④土による保護層の設置



⑤排水溝の設置



⑥除去土壌等の搬入



⑦遮水シートで覆い完了

公園等の公共施設 への一時保管場所 での作業



仮囲いの設置



水処理施設(水混じりの除去土壌 は凝集剤で砂と水に分離します)



現場保管状況 (地下保管)

般住宅等の除去土壌等搬出作業イメージ

地下保管(人力作業)の例







地下保管(機械作業)の例







地上保管の例







詰替場(各地域の公園等)







富久山クリーンセンター 東山霊園運動場 河内クリーンセンター 郡山カルチャーパーク 横塚地内民有地 県中浄化センター 河内埋立処分場 西田埋立処分場

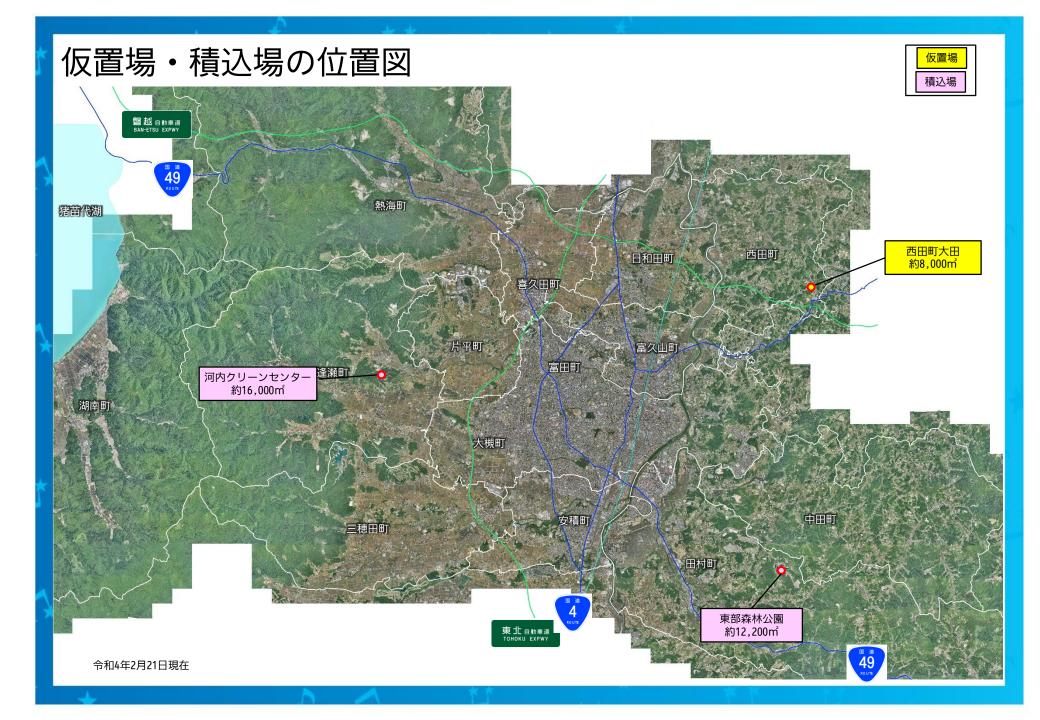


中間貯蔵施設 (国が実施)



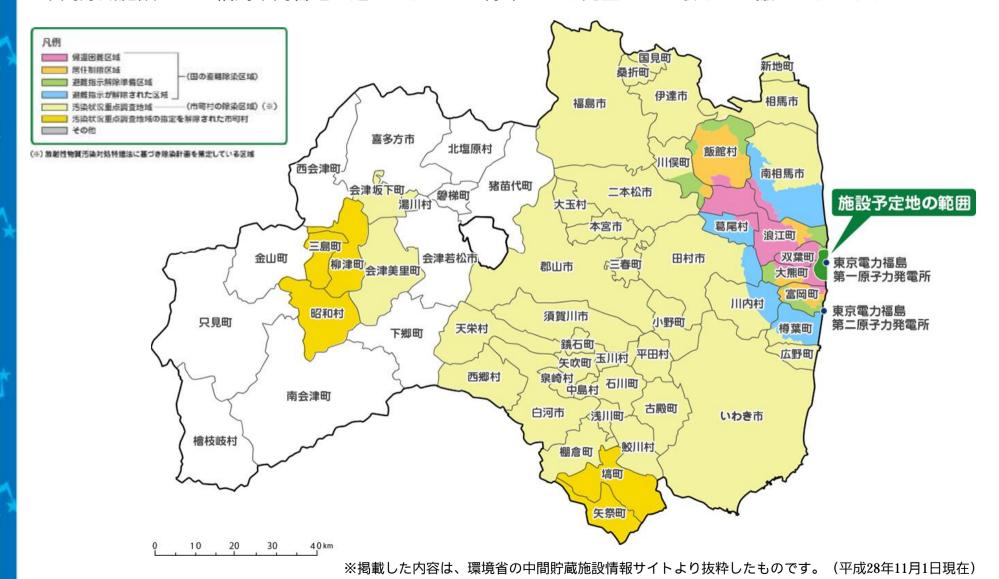
10tダンプ等

- ※詰替場:各住宅等に保管してある除去土壌等を収集し、フレキシブルコ ンテナ(防水性を有する大きな袋)に詰め替えを行う場所。順次、※2積込 場へ搬出するため、詰替場での保管は行いません。
- ※2 積込場:詰め替えされたフレキシブルコンテナを集約し、国が中間貯蔵 施設(大熊町等)へ搬出するための輸送拠点となります。



福島県内における除染実施地域と中間貯蔵施設候補地の位置関係

中間貯蔵施設には、福島県内各地で進められている除染により発生した土壌などが搬入されます。



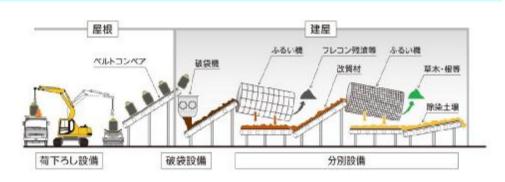
中間貯蔵施設について

2016年11月15日、中間貯蔵施設の本体(受入・分別施設、土壌貯蔵施設)工事が着手されました。

仮置場等から除染土壌等を輸送し、受入・分別施設で分別した後、土壌貯蔵施設に貯蔵します。

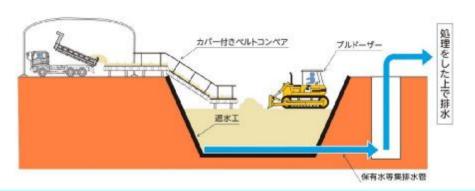
受入•分別施設

輸送トラックから荷下ろしされた除染土壌等は、飛散防止のための建屋内で、土のう袋を破り、可燃物・不燃物等を分別します。



土壤貯蔵施設

分別された除染土壌等を貯蔵します。施設に 流入した雨水等は、遮水工により地下への浸透 を防ぎ、適切に処理し排出します。搬入作業完 了後は、遮水シート等で覆(おお)います。



平成29年秋頃をめどに、施設での貯蔵開始をめざしています。

今後、受入・分別施設の初期運転を行った上で、来年秋頃に土壌貯蔵施設への搬入開始を目指しています。施設工事では多数の工事関係車両が通行することになりますが、積載物等の飛散防止を図るとともに交通事故等の防止に取り組みます。また、各種モニタリングを行い、周辺環境への影響の有無を確認し、その結果を公表します。

提供:環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所より

郡山市の放射線量の変化

事故から半年後の平成23年8月の平均放射線量は0.64マイクロシーベルト/時でしたが、除染や物理学的減衰などにより、令和3年8月時点では、0.10マイクロシーベルト/時まで放射線量が減少しました。

